

理由

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行に伴い、配慮書及び報告書に係る手続等に関し、所要の事項を定めるほか、環境影響評価の対象事業の要件となる給付金として、沖縄振興特別措置法第一百五条の三第二項に規定する交付金を加える等の必要があるからである。